天明集成

三十八

816
51
9

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

一ノ百十九
第四棚

御觸書集成

八十三

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

東京帝國大學圖書館
舊幕引繼書

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

寛廣十辰年

御觸

四月

江戸町々

江戸組合之儀ニ付仰渡之書

江戸組合之儀ニ付而者町々
名主之内ニ而取締方
行届兼候ニ付
町奉行所ニ而
撰挙之上
申付候

寛延二年二月

大目付

今ゟ御触之儀ハ勿論
右之趣御領分不残
二月

寛延二巳年六月

御触書之儀ハ前ゟ
前ゟ御触置候通
急度相守
万一
右之趣
不相守
不埒
之者
有之
ハ
急度
曲事
ニ
可
申
付
候
間
可
得
其
意
候
以
上

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

寶暦十一巳年八月

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

六月

明和元申年八月

八七女七人

指控候
但三人ニ手疵候ニ付
吉村孝作ニ
引渡候

而已指控候
三年ニ付
但三人ニ手疵候ニ付
所人ニ指七人

右貢光向河東府稲荷町神屋敷
ニ八七女所人ニ右ニ通ニ敷茅ニ
テ屋上ニ敷葛ニテ
渡ニ者ニ候ニ
丁ニ候ニ
八月

明和二酉年正月

吉田宿

去年ニ出来ニ候ニ
所破損ニ付ニ

明和三戌年二月

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

仰合ニ而申入候ハ
一昨夕今ニ無之候ハヽ
急而向坂到着次第飛脚ヲ以
この状御届
右之通ニ而御座候
二月

明和二酉年二月

御勘定奉行

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

松平丹後守

出羽國山形城主

稲垣出羽守殿

宗門改奉行

奥村吉次郎殿

松平丹後守

右之通申渡候間可被得其意候

以上

寛永十六年二月

先達而相達之外不及公家事為休暇之
第弐年以後年々為休暇之
不及右之通為取極候間
年令六十以上之者ハ
休暇願之儀ハ
二月

右之通松平肥後守江も
有事之通達之儀ハ
願被申候休暇之分ハ
要之旨元斗有之候
之間儀所右利息差

右之高並桐板之外修復取仕
入用ニ差掛候分横ニ仍而
桐領ニ而ハ須仍

明和元年申十月

九鬼家臣並ニ御殿番
山口志摩
野沢勘十郎
高木源蔵

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

右等ニ而解答相勤候等不條附
通り情所ニ別而骨折小給ニ而困窮ニ
而よろしき事ニ骨折候ニ付
仍而如件

巳月

小野若狭

願相済候等七月

仍而如件

近ク雅姫婚姻ニ付
布帛ニ 御書物返納ニ
洋傘上納等ニ付
来春返済有之候ニ相違ニ

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

家老衆ニ之候処

明和元年七月

松平相模守

仙台藩主伊達重村

吋夜雅姫婚姻整候相

者ニ而左馬頭殿ニ歩擬為入ホ

別紙ニ

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

有之候共儀御醫殿方
迄右之通申傳候 仰付候
相成候事申上候事

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

明和元申年八月

松平周防守

九條家家来江

頃分お水ニ為罷候
迄右之勤振ニ候ニも候
哉 伺之

但上納之儀去年分拾ヶ年賦上納
右之通可申渡旨

雑役之者永續之基ニ有之候間下山之者共為雑役免
永代山手形之通ニ候間上納筋之儀も無滞
銅鉄交易之儀も相開上納筋之儀も
相懸ケ有之候間別紙ニ於テ金壱万
両之無利足ニ而拝借仰付候間右
之趣ニ仕事有之候様ニ取計可申
候

一御用向ニ而帰府之節右類
例之通ニ候ヘ共右拝借上納
之儀ハ先達而之拝借返納
上納ニ有之候間又々拝借
仰付候ニ而ハ無之候間
拝借之儀ハ
御免ニ候ヘ共上納之儀ハ
金壱万両ニ付拾ヶ年賦
仰付候間
御定之通
上納可有之候

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

右之通中渡仕置之旨

格別之
思召を以人命之多分救候
ニ付来渡山上納之俵数格之通
下ケ候

仇順分水損毛上納
川渡百俵ハ当未難
手積損毛難ニ及候ハ
仇順分水損毛上納之
川渡百俵ハ当未難ニ
手積損毛難ニ及候ハ

明和八卯年十二月

尾張中納言殿

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9
ガラス使用

仍預ニ仰別候ニ
恩召蒙有之候ニ付テハ
御定ノ通リ下賜有之候
様取計可申
旨被仰出
十二月

明和元甲申年十二月

一、御勘定吟味役ヨリ被廻候
吟味方下役小給ノ者取續兼候ニ付
而ハ役柄相應ノ人物差支候ニ付
御目録高ニ吟味役ヨリ被廻

明和巳卯年十二月

[illegible]

安祥院義勝院両寺へ入用多被掛方

不宜ニ付中之伝馬ニ而遣ス伊奈御書

支配所村々ニ而賃附ニ而遣ス御送金

七百両寅年ニ年中夫ニ而遣ス御返納ハ

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

中渡ハ右返納ニ付
取調ニ相成ル旨ニ付
左ニ
右之通古牧無宿中渡ハ
無宿ニ付ニ候ハヽ
子年中取立返納ハ
嘉永七寅年
御触書集成
弘化元甲辰年十二月
勘定奉行
為九代前當君
右近将監殿
年久ク被勤ニ付
御賞ニ銀下

右之通申渡候間其心得可有之候

明和元年九月

勘定奉行

中奥小姓

戸田伊馬守

六千弐拾弐石余

右知行所無変相違弥之通可有之候

相勤候間其旨可得心候

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

与力之除之仕合力ニ而
仕来候ニ相極之文代ニ
候得ハ方人力限ニ而
一倍宛ニ下ル
右之通申渡ル旨ニ付
九月

明和元年十月

御勘定吟味役
田安殿次男松平源次郎
御目見ニ付
金弐百疋ツヽ
下ル旨ニ付

十月

明和元年十月

仰高定書付

小笠原相模守殿若狭守殿

松平右京亮

右京亮儀松平周防守
伺の上月番老中より申
渡

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』 請求記号 816-9

ガラス使用

816
51
9

国立国会図書館　　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御触書集成』　請求記号 816-9

ガラス使用